

重要

会員各位



平成25年2月吉日

アライオートオークショングループ
荒井商事株式会社

規約変更のご案内

拝啓 春寒の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素はアライオートオークショングループに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、早速ではありますが、標題通り、弊社規約を平成25年3月1日より、下記のとおり改定および規約にも記載しております運営内容を変更させていただきます。

今後とも、オークションがよりスムーズに開催出来るよう、当社と致しましても精一杯努力して参りますが、ご利用会員の皆様方におきましても、何卒ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

導入日

平成25年3月1日

内容

1. 第二章 会員 第7条(会員資格) 第1項の変更について

《変更前》

アライAAが開催するオークションへの参加は、アライAAが定める会員登録を行った者のみに認められ、その会員資格は以下の各号の要件を満たした者とします。

- 1 アライAAが開催するオークションへの参加資格は次の各号の要件を満たした者とします。
 - (1) 古物商許可証を有する者で、自動車・二輪車・建機・農機等の商いを主たる業務としていること。
 - (2) アライAAと会員契約を締結した者であること。
 - (3) 古物商許可証を受けてから1年以上を経過していること。また、営業時間内に連絡の取れる営業拠点もしくは整備工場を持ち、現に営業活動を行っていること。
 - (4) 前各号の条件を満たし、アライAAに参加を承認された者であること。
 - (5) その他アライAAが特別に認めた者であること。

《変更後》

アライAAが開催するオークションへの参加は、アライAAが定める会員登録を行った者のみに認められ、その会員資格は以下の各号の要件を満たした者とします。

- 1 アライAAが開催するオークションへの参加資格は次の各号の要件を満たした者とします。
 - (1) 古物商許可証を有する者で、自動車・二輪車・建機・農機等の商いを主たる業務としていること。
 - (2) アライAAと会員契約を締結した者であること。
 - (3) 古物商許可証を受けており、また、営業時間内に連絡の取れる営業拠点もしくは整備工場を持ち、現に営業活動を行っていること。
 - (4) 前各号の条件を満たし、アライAAに参加を承認された者であること。
 - (5) その他アライAAが特別に認めた者であること。

2. 第二章 会員 第8条(会員登録) 第2項の変更について

《変更前》

2 会員登録に関しましては、下記に従い連帯保証人をつけていただきます。

- (1) 会社法人の場合は、
 - A. 上場企業の場合
保証人・保証金を不要とします。
 - B. 未上場で資本金が3,000万円以上の場合
代表者が不動産を所有している場合は、代表者のみが保証人となります。
但し、代表者が不動産を所有していない場合は、もう1名、他の保証人の選任を要します。
 - C. 未上場で資本金が3,000万円未満の場合
代表者が保証人となり、代表者以外に1名の保証人を要します。

↓
《変更後》

- 2 会員登録に関しましては、下記に従い連帯保証人をつけていただきます。
- (1) 会社法人の場合は、
- A. 上場企業の場合
保証人・保証金を不要とします。
 - B. 未上場で資本金が3,000万円以上の場合
代表者のみが保証人となります。
 - C. 未上場で資本金が3,000万円未満の場合
代表者が保証人となり、代表者以外に1名の保証人を要します。

3. 第三章 オークションの基本的な仕組み 第3項 の変更

《変更前》

- 3 売買契約の成立は、アライAAが会員に対し確認意思表示を行なったときとします。なお、意思確認表示とは、ポス・コンピュータシステムによる落札の場合において、最終応札者の使用するポス・コンピュータシステムに落札確認のプザーがなり、コンピュータ画面上に落札者の会員番号が表示されることをいうものとします（インターネット等での落札も含む）。また、商談による落札の場合は、商談を申し込まれた側の会員が、商談を承諾する旨の意思表示を行ったときに、売買契約が成立するものとします。

↓
《変更後》

- 3 売買契約の成立は、アライAAが会員に対し確認意思表示を行なったときとします。なお、意思確認表示とは、ポス・コンピュータシステムによる落札の場合において、最終応札者の使用するポス・コンピュータシステムに落札確認のプザーがなり、コンピュータ画面上に落札者の会員番号が表示されることをいうものとします（インターネット等での落札も含む）。また、商談による落札の場合は、商談を申し込まれた側の会員が、商談を承諾する旨の意思表示を行ったときに、売買契約が成立するものとします。
- 但し、アライAAにおける売買契約は本規約第47条第1項に基づくアライAAによる解除権を留保したものとし、アライAAは、出品店と落札店との間で売買契約が成立した場合であっても、出品店と落札店との関係、出品又は落札価格、出品から落札に至る経過その他諸般の事情に鑑み、オークション取引として適当でないと判断したときは、当該売買契約を解除して無効にすることができるものとします。

4. 第三章 オークションの基本的な仕組み 第5項 の変更

《変更前》

- 5 落札した場合（商談による売買契約の成立を含む）は、第十章 車両代金等の決済に定める決済を行なっていただきます。

↓
《変更後》

- 5 落札した場合（商談による売買契約の成立を含む）は、第十章 車両代金等の決済に定める決済を行なっていただきます。尚、アライAAの判断により、車両代金等の決済が完了するまで、落札車両の搬出を制限する取扱いをすることがあります。

5. 第四章 会員の権利義務 第17条(取引制限・一時取引停止) 第9項 の追加

《変更前》

会員が以下の各号の1つに該当した場合は、何らの通知催告を要せず、会員の取引制限や一時取引停止の措置ができるものとします。

- 1 第16条 第3項に定める支払い遅延があったとき。
- 2 会員又は会員の役職員に関して、刑事事件に関与もしくは報道機関による不正行為の情報（記事掲載及び報道）等の類似した不安要素が判明したとき。
- 3 代表者が長期不在のとき。
- 4 営業状態が確認できないとき。
- 5 会場内外において粗暴行為（暴言も含む）があったとき。
- 6 会場よりの指示指導に従わないとき。
- 7 業務提携しているオークション会場等から提供された提携先での規約違反または債務不履行等の情報等が判明したとき。
- 8 会場の判断及び決定・裁定事項に従わないとき。

《変更後》



会員が以下の各号の1つに該当した場合は、何らの通知催告を要せず、会員の取引制限や一時取引停止の措置ができるものとします。

- 1 第16条 第3項に定める支払い遅延があったとき。
- 2 会員又は会員の役職員に関して、刑事事件に関与もしくは報道機関による不正行為の情報(記事掲載及び報道)等の類似した不安要素が判明したとき。
- 3 代表者が長期不在のとき。
- 4 営業状態が確認できないとき。
- 5 会場内外において粗暴行為(暴言も含む)があったとき。
- 6 会場よりの指示指導に従わないとき。
- 7 業務提携しているオークション会場等から提供された提携先での規約違反または債務不履行等の情報等が判明したとき。
- 8 会場の判断及び決定・裁定事項に従わないとき。
- 9 その他本規約に違反したとき。

6. 第四章 会員の権利義務 第19条(禁止行為) 第3項 の変更

《変更前》

- 3 自出品車に対して、出品者自らセリに参加すること。または、それに類似の行為をすること。

《変更後》



- 3 自出品車に対して、出品者自らセリに参加、又は意思を通じた第三者をして参加させること。または、第三者等を利用して意図的に価格吊り上げを図るなど公正なオークション取引の成立を妨げ、若しくは不当な取引の成立を図ること。

7. 第七章 出品 第27条(出品の申込み) の変更

《変更前》

- 1 出品の申込みは、所定の出品票に必要事項を明記のうえ、出品車に具備するものとします。その際、誤解を招くような紛らわしい記入、不正確もしくは不適切な記入、申告漏れがあった場合、アイAAの裁定によりペナルティを科すものとします。
- 2 出品票記載後、オークション開催日において訂正等を希望される場合、当該車両のセリ開始1時間前までとし、セリ直前の訂正、口頭での訂正はできない場合があります。また、それにかかわり生じた問題に対するすべての責任は出品者にあるものとします。

《変更後》



- 1 出品の申込みは、所定の出品票に必要事項を明記のうえ、出品車に具備するものとします。その際、誤解を招くような紛らわしい記入、不正確もしくは不適切な記入、申告漏れがあった場合、アイAAの裁定によりペナルティを科すものとします。
- 2 アイAAは、会員の記載した落札希望価格が相場から著しく乖離していると判断したときは、当該会員に対し、出品前に、当該落札希望価格を設定した理由等を確認することができるものとし、会員はこれに誠実に対応しなければならないものとします。アイAAは、その出品が適当でないとは判断したときは、出品を認めないことができるものとします。
- 3 出品票記載後、オークション開催日において訂正等を希望される場合、当該車両のセリ開始1時間前までとし、セリ直前の訂正、口頭での訂正はできない場合があります。また、それにかかわり生じた問題に対するすべての責任は出品者にあるものとします。

8. 第七章 出品 第29条(車両の搬出) 第1項 の変更

《変更前》

車両の搬出は、以下に定めるとおり、おこなっていただきます。

- 1 車両は所定の搬出カードの提出により搬出することができます。
- 2 車両の搬出期限は、アイAAの各会場が定めた時刻までとします(下記「車両搬出入管理要綱」参照)。
- 3 車両搬出入管理要綱で定められた期限までに流札車または落札車を搬出しなかった場合、再出品車両とみなし、出品手数料を支払うものいたします(小山会場においては搬出遅延ペナルティ)。尚、再出品車両は、アイAAにて出品票を代筆致しますが、アイAAは記入ミス等の責任は負わないものとします。
- 4 長期放置車両については警告をした上でアイAAの裁定にて解体したうえ、処分料を請求させていただきます。

《変更後》



車両の搬出は、以下に定めるとおり、おこなっていただきます。

- 1 車両は所定の搬出カードの提出により搬出することができます。但し、アライAAの判断により、落札車両代金等の決済が完了するまで車両の搬出を制限することがあります。
- 2 車両の搬出期限は、アライAAの各会場が定めた時刻までとします(下記「車両搬出入管理要綱」参照)。
- 3 車両搬出入管理要綱で定められた期限までに流札車または落札車を搬出しなかった場合、再出品車両とみなし、出品手数料を支払うものといたします(小山会場においては搬出遅延ペナルティ)。尚、再出品車両は、アライAAにて出品票を代筆致しますが、アライAAは記入ミス等の責任は負わないものとします。
- 4 長期放置車両については警告をした上でアライAAの裁定にて解体したうえ、処分料を請求させていただきます。

9. 第十章 車両代金等の決済 第38条(車両代金等の決済) 第1項 の変更

《変更前》

- 1 落札者はアライAAにおいて落札した場合は、車両代金・落札手数料・自動車税等を一括して当該開催日を含めて7日以内にアライAAに現金で支払わなければならないものとします。但し、アライAAでの着金確認をもって決済とします。尚、小切手による支払いは、認めないものとします。
- 2 落札者は、落札車両に対するクレームがあってもその解決とは別に、前項の期間内に車両代金・落札手数料・自動車税等を支払わねばならないものとします。
- 3 アライAAの各開催で発生した支払い等については、その開催会場のみで処理するものとし、他会場の開催との相殺は認めないものとします(但し、アライAA事務局が認めた場合には、この限りではありません)。
- 4 落札金額1,000万を超える車両については、第3章 第16条 1項に基づき、落札者に対し入金後搬出の対応を行います。そのため、出品者に対しては、落札者の入金後の支払い対応をする場合があります。
- 5 アライAAは、会員に対し各開催で発生した請求・支払い及び累計残高を記載した計算書をファクシミリにて送付することにより精算するものとします。
- 6 車両代金等の決済において発生する振込手数料は送金側の負担とします。

《変更後》



- 1 落札者はアライAAにおいて落札した場合は、車両代金・落札手数料・自動車税等を一括して当該開催日を含めて7日以内にアライAAに現金で支払わなければならないものとします。但し、アライAAでの着金確認をもって決済とします。尚、小切手による支払いは、認めないものとします。
- 2 落札者は、落札車両に対するクレームがあってもその解決とは別に、前項の期間内に車両代金・落札手数料・自動車税等を支払わねばならないものとします。
- 3 アライAAの各開催で発生した支払い等については、その開催会場のみで処理するものとし、他会場の開催との相殺は認めないものとします(但し、アライAA事務局が認めた場合には、この限りではありません)。
- 4 落札車両の落札金額が1,000万円を超える場合、その他アライAAが相当と判断した場合は、落札者が落札代金等の決済を完了するまで、当該落札車両の搬出を認めないものとします。
- 5 アライAAは、会員に対し各開催で発生した請求・支払い及び累計残高を記載した計算書をファクシミリにて送付することにより精算するものとします。
- 6 車両代金等の決済において発生する振込手数料は送金側の負担とします。

10. 第十章 車両代金等の決済 第39条(出品者に対する成約車両代金等の支払い) の変更

《変更前》

- 1 出品者に対する成約車両代金・自動車税等の支払いは、原則として当該開催日の成約車両すべての登録書類が揃わなければお支払いいたしません。但し、高額車両(成約金額1,000万以上の車両)については、落札者の入金確認後のお支払いとなる場合もあります。
- 2 成約車両代金・自動車税等の支払期日は、当該開催日の成約車両すべての登録書類がアライAA営業日の午前中に入庫・完備となった場合、翌銀行営業日のお支払いとなります。
- 3 出品者がアライAAに対して、落札車両代金の支払債務または、その他の債務を有している場合には、成約車両代金の支払いの際に前記債務と相殺して決済するものとします。
- 4 出品者が出品し成約した場合に、アライAAにお支払いいただくべき出品・成約手数料は、アライAAが車両代金等を出品者に支払う際に相殺して決済するものとします。

《変更後》



- 1 アライAAによる出品者に対する成約車両代金・自動車税等(以下「成約車両代金等」といいます。)の支払いは、原則として当該オークション開催日に出品者が出品した全成約車両に係る登録書類を提出しなければなりません。ただし、出品者が全成約車両の登録書類を提出した場合であっても、成約車両1台あたりの成約車両代金等が1000万円を超えたとき、その他アライAAが相当と判断したときは、落札者による成約車両代金等の入金を確認された後に支払うものとします。
- 2 成約車両代金・自動車税等の支払期日は、当該開催日の成約車両すべての登録書類がアライAA営業日の午前中に入庫・完備となった場合、翌銀行営業日のお支払いとなります。
- 3 出品者がアライAAに対して、落札車両代金の支払債務または、その他の債務を有している場合には、成約車両代金の支払いの際に前記債務と相殺して決済するものとします。
- 4 出品者が出品し成約した場合に、アライAAにお支払いいただくべき出品・成約手数料は、アライAAが車両代金等を出品者に支払う際に相殺して決済するものとします。

11. 第十二章 契約の解除 第47条(アライAAによる契約解除)として新設

《新設》

- 1 アライAAは、出品者と落札者との間で売買契約が成立した場合であっても、出品者と落札者との関係、出品又は落札価格、出品から落札に至る経過その他諸般の事情に鑑み、オークション取引として適当でないと判断したときは、当該売買契約を解除して無効にすることができるものとします。ただし、成約車両代金等の支払い及び車両の搬出がいずれも完了しているときは、この限りではないものとします。
- 2 アライAAは、出品者と落札者との間で成立した売買契約がオークション取引として適当でない疑いがあるときは、出品店及び落札店から事情を聴取し、又はこれらの者に資料等の提出を要求するなど、必要な調査を行うことができるものとします。この場合、出品者及び落札者は、アライAAの調査に誠実に対応しなければなりません。
- 3 アライAAは、前項の調査が完了するまでの間、落札者に対して成約車両の搬出を制限し、出品者に対して成約車両代金等の支払いを停止することができるものとします。
- 4 アライAAは、第2項の調査が終了し、当該売買契約を解除するときは、その旨を出品者及び落札者に通知するものとします。
- 5 アライAAは、相当と認める場合は、落札者が第38条第1項に定める支払期日までに成約車両代金等を支払わないこと等を条件として、第1項の解除を行うことができるものとします。
- 6 本条による売買契約の解除その他アライAAの措置により会員に損害が生じたとしても、アライAAはその損害を賠償する責任はないものとします。

12. 第十二章 契約の解除 第47条(契約解除の通知義務と手数料)の変更

《変更前》

第47条(契約解除の通知義務と手数料)

- 1 第44条、第45条、第46条によって契約が解除された場合には、出品者または落札者は直ちにその旨をアライAAに通知しなければならないものとします。
- 2 第44条、第45条、第46条の規定によって解除された場合には、アライAAは出品者から受領済みの出品手数料・成約手数料は返還しないものとします。

《変更後》



第48条(契約解除の通知義務と手数料)

- 1 第44条、第45条、第46条、第47条によって契約が解除された場合には、出品者または落札者は直ちにその旨をアライAAに通知しなければならないものとします。
- 2 第44条、第45条、第46条、第47条の規定によって解除された場合には、アライAAは出品者から受領済みの出品手数料・成約手数料は返還しないものとします。

以降、各条を繰り下げします。

以上